

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	フタバ産業(株)		コード	7241
提出日	2020/6/4	異動（予定）日	2020/6/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	堀江 正樹	社外取締役	○												○		有		
2	市川 昌好	社外取締役	○									△					有		
3	宮島 元子	社外取締役	○												○		有		
4	鈴木 人史	社外監査役	○												○		有		
5	磯部 利行	社外監査役							○		○						有		
6	板倉 龍介	社外監査役	○							△							有		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	堀江 正樹氏は、公認会計士として長年培われた専門的な知識・経験に加え、当社において2015年より社外監査役、社外取締役を歴任し、経営に対する助言をいただいております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としております。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で業務執行の妥当性を監督いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
2	当社は、社外取締役の市川昌好氏が、過去において業務執行者であった豊田合成㈱と取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	市川 昌好氏は、豊田合成㈱における長年の経営者としての経験に加え、当社において2018年より社外取締役として経営に対する助言をいただいております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としております。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で業務執行の妥当性を監督いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
3	該当なし	宮島 元子氏は、弁護士として長年培われた専門的な知識と経験に加え、当社において2019年より社外取締役として経営に対する助言をいただいております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としております。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で業務執行の妥当性を監督いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
4	該当なし	鈴木 人史氏は、公認会計士として長年培われた専門的な知識・経験等に加え、当社において2016年より社外監査役としての職務を遂行いただいております。その豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただきたく、社外監査役候補者としております。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
5	社外監査役の磯部 利行氏は、当社の主要取引先であり、主要株主であるトヨタ自動車㈱の業務執行者であります。	
6	社外監査役の板倉 龍介氏は、2009年4月まで当社の主要取引先である㈱三井住友銀行の業務執行者でありました。	板倉 龍介氏は、㈱三井住友銀行において長年培われた財務に関する知識と経営者としての経験を有しており、当社において2019年より社外監査役としての職務を遂行いただいております。同氏は、当社の主要取引先の業務執行者でありましたが、退任後10年経過しており、取引所規則に定める独立性基準に抵触しておらず、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えております。 また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。